

社会福祉推進委員要綱

(目 的)

第 1 条 社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます）は、住民が身近な地域において、共に生き、支え合い、かつそれぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進することを目的として、横須賀市域に社会福祉推進委員（以下「推進委員」といいます）を設置します。

(活 動)

第 2 条 推進委員の活動は、次のとおりとします。

〈身近な地域での活動〉

- (1) 推進委員の住所地を担当区域とする民生委員の活動に協力します。
- (2) 各町内会・自治会の一員として、その地域行事に参画・協力します。

〈地区社会福祉協議会での活動〉

- (3) 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」といいます）の会員となり、その活動に参画・協力します。

〈その他〉

- (4) その他地域福祉を推進していくうえで必要な活動を行います。

(設置区域)

第 3 条 推進委員は、原則として、地区社協の区域を単位として、地区社協の区域を構成する町内会・自治会の地域ごとにこれを置きます。

(定 数)

第 4 条 推進委員は、原則として、町内会・自治会の地域ごとに、おおむね 70 世帯から 100 世帯を単位に 1 人置き、市社協会長が地区社協ごとの定数を定めます。

- 2 前項の推進委員の定数を定めるときは、地理的状況のほか、各町内会・自治会の諸事情等を考慮して調整します。
- 3 地区社協においては、地区社協の区域を構成する町内会・自治会の諸事情を考慮し、地区定数の範囲において各町内会・自治会の地域に置く推進委員の人数を調整することができます。

(委 嘱)

第 5 条 推進委員は、地区社協会長の推薦によって、市社協会長がこれを委嘱します。

- 2 推進委員の年齢は、委嘱日において満20歳以上満78歳未満の者とします。
- 3 第1項に規定する地区社協会長が推薦する者は、当該地域の町内会・自治会長が担当区域の民生委員児童委員の意見を聴き、その協力を得て推薦した者であって、町内会・自治会の地域に住所を有し、かつ当該町内会・自治会の会員であることとします。
- 4 地区社協会長から推薦された者が、推進委員として適当でないと認められるときは、市社協会長は地区社協会長に対し、推進委員の再推薦を指示することができます。
- 5 次の地域においては、当該地域の諸事情を考慮し、市社協会長が別に定める方法によって、推進委員を推薦することができます。ただし、推薦された者が、推進委員として適当でないと認められるときは、市社協会長は、推薦した地域関係者に対し、再推薦を指示することができます。
 - (1) 地区社協の区域において、町内会・自治会が組織されていない地域
 - (2) 地区社協が設置されていない地域で、当該地域に町内会・自治会が組織されている地域
 - (3) 地区社協が設置されていない地域であって、当該地域に町内会・自治会が組織されていない地域

(任 期)

- 第6条 推進委員の任期は、民生委員児童委員の一斉改選年の翌年4月1日から3年とし、任期ごとに一斉改選します。ただし、再任を妨げません。
- 2 補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。
 - 3 推進委員の年齢が一斉改選の時点において満78歳以上のときは、再任することができません。

(遵守事項)

- 第7条 推進委員は、その活動に取り組むに当たっては、地域住民一人ひとりの人格を尊重し、人種、信条、社会的身分または門地によって、差別的または優先的な取り扱いをしてはなりません。
- 2 推進委員は、その活動上知り得た地域住民の個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはなりません。また、推進委員を退いた後も同様とします。

(解 嘱)

- 第8条 推進委員が次の事項に該当する場合には、市社協会長は、任期にかかわらず、地区社協会長の意見及び当該地域の町内会・自治会長の意見を聴いて、これを解嘱することができます。

- (1) 職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき
- (2) 第7条の規定に違反したとき
- (3) 推進委員たるにふさわしくない行為のあったとき

(組 織)

第9条 推進委員は、地区社協の区域ごとに地区社会福祉推進委員連絡会（以下「連絡会」といいます）を組織します。

2 連絡会の役割は、次のとおりとします。

- (1) 地区社協及び市社協と推進委員との連絡調整
- (2) 推進委員相互の情報交換
- (3) 地域住民の融和と連帯を図り、よりよい地域づくりを目的とする行事等の企画・開催
- (4) その他地域福祉を推進していくうえで必要なこと

(補 則)

第10条 この要綱に定めることのほか、推進委員の設置に必要な事項は、市社協会長が別に定めます。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から施行します。
- 2 平成5年4月1日施行の社会福祉推進員要綱は、これを廃止します。
- 3 平成5年4月1日施行の社会福祉推進員要綱に基づいて現に委嘱されている社会福祉推進員は、この要綱に基づく社会福祉推進委員とみなします。
- 4 この要綱に基づいて委嘱された当初の社会福祉推進委員の一斉改選は、第6条の規定にかかわらず平成16年12月1日に行い、その任期（第1期）は、平成20年3月31日までとします。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行します。
(第5条及び第6条 年齢要件の変更)